

広島県電子契約サービス利用規約

(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務・地域維持事業に関する業務)

(目的)

第一条 広島県電子契約サービス利用規約（以下「本規約」という。）は、広島県電子契約サービス（以下「本サービス」という。）を事業者及び個人等（以下「利用者」という。）が利用する場合において必要な事項について定める。

(規約の同意)

第二条 本規約の同意については、次の各号に掲げるとおりとする。

(一) 本サービスを利用するには、利用者が本規約に同意する必要がある、本規約に同意することができない場合は、本サービスを利用してはならない。なお、利用者は、広島県電子契約実施要領第四条第一項に定める電子契約意向確認書において、電子契約を希望した場合は、本規約に同意したものとみなす。

(二) 広島県は、利用者に通知することなく本規約を変更できるものとする。

(三) 本規約の変更後も、利用者が本サービスの使用を継続する場合は、利用者は変更後の条項に同意したものとみなす。

(利用環境)

第三条 利用者の責任

利用者は、使用するパソコン、通信機器、回線等が正常に稼働する環境を確保しなければならない。

二 ID及びパスワード

利用者のID及びパスワードを使用して行った行為は、すべて当該利用者が行ったものとみなす。

三 ウィルス対策

利用者は、本サービスにおけるファイル添付機能を使用して利用者のパソコンからファイルを送信する際には、送信するファイルに対して必ずウィルスチェックをかけ、当該ファイルがウィルスに感染していないことを確認した上で送信しなければならない。

四 システム使用可能文字

本サービスのシステムへの入力画面の一部及び使用するファイル名で取扱いが可能な文字は、JIS 第一水準及び第二水準の文字としているため、利用者は、広島県が提供する説明書、マニュアル等で使用文字の指定がある場合は、その指示に従わなければならない。なお、「使

用文字の指定」には例として機種依存文字の使用禁止、半角カナの非推奨が挙げられるが、これらに限られるものではない。

五 サービス利用に伴う費用負担

本サービスの利用については無償とする。ただし、利用者は本サービスを利用するにあたり利用者が用意するすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。また、本サービスを利用するために必要な通信費用、その他本サービスの利用に伴い発生した一切の費用は、利用者の負担とする。

（禁止事項）

第四条 本サービスの利用に当たり、利用者は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （一） 本サービスの画像、文字等について、広島県に無断で他のホームページ又は印刷物等に転載すること。
- （二） 本サービスを電子契約手続以外の目的で利用すること。
- （三） 本サービスに対して不正にアクセスすること。
- （四） 本サービスの管理及び運営を故意に妨害すること。
- （五） 業務の処理に当たり広島県が指定する以外のファイル又は業務処理上関係の無いファイルを添付すること。
- （六） 故意又は過失を問わず、本サービスに対してウィルスに感染したファイルを送信すること。
- （七） 他の利用者のID、パスワードを不正に入手すること。また、これらを使用すること。
- （八） 利用者以外の人物又は法人（団体）を名乗ること。
- （九） 本サービスの趣旨に照らして不適切であると広島県が判断する行為を行うこと。
- （十） その他法令等に違反すると認められる行為を行うこと。

二 前項各号のいずれかに該当する行為は、原則として無効とする。

三 広島県は、本サービスに対し、第一項各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があったと判断した場合には、予告なしに本サービスによるサービスの停止又は制限等の必要な措置を行うことができる。

（利用時間）

第五条 本サービスの利用時間については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （一） 午前9時から午後8時までとする。なお、平日夜間又は休日に適時システム保守のため停止する。

- (二) 本サービスの保守等の必要がある場合については、前号にかかわらず広島県は利用者への事前通知を行うことなく、本サービスの運用を停止、休止又は中断等を行うことができる。
- なお、その場合、広島県は、緊急対応等を除き、本サービスのお知らせ等により周知する。

(利用者問合せ方法)

第六条 本サービスの操作方法及び技術的な問合せ（以下「操作方法等」という。）については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (一) 利用者は、本サービスの操作方法等について不明な点が生じた場合に、本サービスの運用に当たり設置するヘルプデスクに電話により問合せをすることができる。
- (二) ヘルプデスクの利用時間は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第一条第一項に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (三) 利用者が第一号の規定に基づき問合せができる内容は、本サービスの操作方法等に限ることとする。
- (四) 利用者は、第一号の規定により問い合わせる場合には、暴力的な言動又は不当な要求を行ってはならない。

(障害時等の対応)

第七条 本サービスが障害などによって利用できなくなったときは、利用者は、広島県の指示に従うこととする。

(損害賠償請求)

第八条 広島県は、利用者が第三条及び第四条のいずれかに違反する行為に起因して広島県に損害を与えた場合は、その損害の賠償を請求することができる。

(免責事項)

第九条 広島県は、利用者が本サービス及びヘルプデスクを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わない。

- 二 広島県は、本サービスの運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負わない。

(本サービスに登録された情報の取扱い)

第十条 本サービスに登録された情報に関する権利は、広島県に帰属するものとする。

- 二 広島県は、本サービスの運営上やむを得ないときは、必要な調査を行い、修正を加えることができるものとする。

(著作権)

第十一条 本サービスに含まれるプログラム及びその他の著作物に関する著作権は、国の著作権関連法令及び国際著作権条約により保護されている。また、これらの著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止する。

(個人情報保護)

第十二条 広島県は、本サービスにより利用者から取得した個人情報については、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年広島県条例第三十三号）等に基づいた保護及び適正管理を行う。

(準拠法及び管轄)

第十三条 本規約は、日本国の法令に準拠するものとする。

二 本サービスの利用又は本規約に関して紛争が生じた場合については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和7年10月1日から施行する。